

## 登録修理業者とは

登録修理業者は、修理の手順等が電波法に規定される登録の基準に適合しているとして総務大臣が登録した修理業者であり、登録番号(R及び6桁の数字)が付されています。  
また、修理を行うスマートフォンや修理の手順等は、機種ごとに登録されます。

(登録番号の例)

R123456

### 登録の基準

- 修理箇所や修理方法等が電波法に定める基準に適合
- 修理した端末の測定を行うことで混信等のおそれがないことを確認

【修理箇所の例】ディスプレイ、マイク、スピーカ、カメラ、操作ボタン、コネクタ、バイブレータ、電池等

登録修理業者が修理したときは、修理したスマートフォンに次の表示がされます。

※登録修理業者以外の者が登録番号を表示することは法律で禁じられています。

(表示の例)

登録修理 R123456

※電気通信事業に基づく登録をされている場合、T及び6桁の番号が付されます。

[修理業者一覧へのリンク](#)